

茨城県電子調達運用基準

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、茨城県電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、茨城県電子調達実施要領（平成24年1月17日付。以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

(1) 茨城県電子調達システム

茨城県が発注する物品調達及び役務に係る入札（随意契約を含む。以下同じ。）を処理するシステムで、電子調達システムと入札情報サービスシステムで構成される。

(2) 電子調達システム

電子調達に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請、入札書又は見積書の提出及び受理並びに落札者又は随意契約の相手方の決定までの一連の事務を、電子情報処理組織を使用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 入札情報サービスシステム

発注情報、入札結果又は随意契約結果に関する情報等をインターネット上に公開できる情報システムをいう。

(4) 電子調達

この運用基準において、電子調達システムで処理する入開札事務（見積合わせを含む。以下同じ。）をいう。

(5) 紙入札

従来どおり紙に記載した競争参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(6) 発注機関

案件を発注する茨城県の本庁各課や公所等をいう。

(7) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。受注者と発注機関の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(8) 電子くじ

落札又は見積決定となるべき同価の入札又は見積をした者が2者以上あるときに、演算式によりコンピュータで落札者（随意契約の相手方を含む。以下同じ。）を決定する仕組みをいう。

2 共通事項

2-1 対象入札方式

電子調達システムの対象契約方式は、物品・役務における次の契約方式とする。

競争入札	随意契約
<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札・一般競争入札（最高価格）・一般競争入札（総合評価）・指名競争入札・指名競争入札（最高価格）・指名競争入札（総合評価）	<ul style="list-style-type: none">・随意契約／特定者・随意契約／特定者／少額・随意契約／複数参加・随意契約／複数参加／少額・随意契約／オープンカウンタ・随意契約／オープンカウンタ／少額

2-2 入札情報サービスシステムの取扱い

電子調達案件の入札・見積公告，入札・見積結果の公表，発注見通し，その他入札手続きに必要な事項の公表は，入札情報サービスシステム（以下「P P I」という。）により行うものとする。

2-3 システムの運用時間

電子調達システム及びP P Iの運用時間は，当面，茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く次の時間帯とする。

	電子調達システム	P P I
発注者	8：30～22：00 (平日のみ)	同左 (平日のみ)
受注者 (県民)	9：00～18：00 (平日のみ)	24時間 (休日を含む)

2-4 各受付期間等の設定

電子調達案件の各受付期間等は，次のとおり設定するものとする。

(1) 競争入札

- ① 開札予定日時は，入札書受付締切予定日時の翌日を標準とする。
- ② 入札書提出締切予定日時は，入札書受領期間の最終日の17時を標準とする。
- ③ その他の期間等における日時の設定にあたっては，適切な設定を行うものとする。

(2) 随意契約

- ① 開札予定日時は，見積書受付締切予定日時は任意に定めることとする。
- ② その他の期間等における日時の設定にあたっては，適切な設定を行うものとする。

2-5 公告日以降の案件の修正

公告日以降において，入札書受付締切日時や開札日時等の修正を行う場合は，電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者へ通知するものとする。

なお，案件登録情報のうち，入札方式，地区区分，落札方式について錯誤が認められた場合には，当該案件を取止めとし，速やかに案件の再登録を行うものとする。

2-6 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める資料について，電子調達システムにより提出するファイルの形式は，次のいずれかに指定する。ただし，当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① テキスト形式のファイル（拡張子*.txt,*.csv）② 画像形式のファイル（拡張子.jpg, jpeg, gif, png, tiff, tif） <p>（注）提出する電子ファイルは，ウイルスチェック済みのものとする。</p> |
|---|

2-7 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札／見積参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には，直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに，発注機関よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し，再提出の方法について協議を行うものとする。

3 一般競争入札参加資格確認申請等の取扱い

3-1 添付資料の提出方法

一般競争入札参加資格確認申請に係る添付資料及び証明書、資料等の提出を求める案件について、入札参加者は発注機関が指定したファイル（テキストファイル等）を電子調達システムにより提出し、一般競争入札参加資格確認申請書ほか必要な添付資料を郵送、持参、FAX又は電子メールの添付ファイルにより提出するものとする。ただし、電子メールの添付ファイルの容量が10メガバイトを超える場合には、提出資料の一部を紙媒体により郵送、持参又はFAXで提出するものとする。

3-2 紙媒体又は電子メールの添付ファイルによる取扱い

前項の規定により、申請添付資料を紙媒体又は電子メールの添付ファイルにより提出する場合には、下記により取扱うものとする。

(1) 紙媒体による場合

資料は案件名等がわかるようにしたうえで持参、郵送又はFAXにより発注機関へ提出するものとし、電報によるものは認めないものとする。

(2) 電子メールの添付ファイルによる場合

発注機関が指定した電子メールアドレス（所属又はグループのメールアドレスとする。）あて添付ファイルにより提出するものとする。添付ファイルの形式は原則PDFとし、必要に応じてZIP形式などの圧縮ファイルとする。ただし、添付ファイルの容量が10メガバイトを超える場合には、提出資料の一部を紙媒体により提出するものとする。

(3) 紙媒体又は電子メールの添付ファイルの締切

申請添付資料を郵送、持参、FAX又は電子メールの添付ファイルにより提出する場合の締切は、電子調達システムの参加申請書受付締切日時と同一とする。また、発注機関は、入札参加者からの郵送による申請添付資料を受領した場合には、速やかに電子調達システムによる受付票の発行を行うものとする。

4 入札書等の取扱い

4-1 入札書等の受付

入札／見積書は、電子調達システムにより入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

4-2 入札書等提出時の留意点

入札／見積参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ①入札書等の入力は正確に行い、入札・見積書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ②入札書等受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③入札書等が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

4-3 入札書等提出後の撤回等

電子調達システムにより一旦提出された入札書等又は辞退届は、撤回、訂正等を認めないものとする。

5 開札

5-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書等を開封してその内容を電子調達システムに登録してから開札を行うものとする。

5-2 開札が長引いた場合の連絡

開札予定日時から入札結果通知書等の発行までが著しく遅延（開札日の17:00までに決定できない等。）

する場合には、必要に応じ、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。

5-3 開札の延期の連絡

開札を延期する場合には、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

5-4 開札の取止めの連絡

開札を取りやめる場合は、電話又はファクシミリ等により、当該案件に一般競争入札参加資格確認申請書又は入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

6 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

6-1 電子調達システムの利用を認める入札参加者の基準

電子調達システムを利用することができる入札参加者は、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）による入札参加資格有資格者（以下「代表者」という。）とする。

6-2 電子調達システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子調達システムを利用する場合や新たにICカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子調達システムに利用者の登録を行うこととする。

6-3 電子調達システムに登録できるICカードの基準

電子調達システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、次の基準によるものとする。

- ① ICカードの名義は、企業の代表者又は茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査申請において委任状を提出した受任者の名義とする。
- ② 前項以外の名義のICカードを使用する場合は、登録の都度、委任状（様式第1号）を茨城県会計事務局会計管理課あて提出すること。
- ③ 同一企業で複数枚のICカードを登録することが可能。

6-4 代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更

入札参加者は、電子調達システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

6-5 ICカード有効期限の対応

入札参加者は、現在使用しているICカードの有効期間内に、入札参加者のパソコンから電子調達システムに新しいICカードの登録を行うものとする。

なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、6-6の規定によるものとする。

6-6 ICカードの名義、住所の変更

入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、6-3の規定に準じてICカードを新規で作成し、登録を行うものとする。

6-7 ICカード不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、調達状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

【不正に使用等した場合の例示】

- ①他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ②代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の名義人の I C カードを使用して入札に参加した場合。

7 見積参加者のユーザ I D 及びパスワードの取扱い

7-1 電子調達システムの利用を認める見積参加者の基準

電子調達システムを利用することができる入札参加者は、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）による入札参加資格有資格者とする。

7-2 ユーザ I D ・パスワードの交付

見積参加者は、電子調達システムの利用にあたり、茨城県会計事務局会計管理課から I D ・初期パスワードの発行を受けるものとする。

7-3 パスワード及び連絡先情報の変更

見積参加者は、ユーザ I D 及び初期パスワードの交付を受けたら、速やかにシステムにログインし、パスワードの変更手続き及び連絡先情報等の確認を行うものとする。

7-4 ユーザ I D ・パスワードの有効期限

上記7-2の発行を受けた時点から、茨城県物品調達等競争入札参加者資格の有効期限までとする。

7-5 ユーザ I D ・パスワード不正使用等の取扱い

見積参加者がユーザ I D ・パスワードを不正に使用した場合には、当該見積合せへの参加を認めないものとする。

見積採用後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、調達状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

7-6 ユーザ I D ・パスワードの再発行

見積参加者がユーザ I D ・パスワードを失念した場合、速やかに会計管理課に連絡し、新たな I D ・初期パスワードの発行を受けるものとする。

8 紙入札での参加を認める基準

8-1 当初から紙入札（見積書提出も含む。以下同じ。）での参加を認める基準

発注機関は、入札参加者から、別紙様式2「紙入札（見積）方式参加承認願」の申し出があった場合は、次の各号に該当する場合に限り、紙入札を認めるものとする。

- (1) WTO対象案件において紙入札を希望する場合
- (2) 入札参加者側にやむを得ない事由があると発注機関が認めた場合

【やむを得ない事由の例示】

- ① I C カードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、I C カード再取得の申請又は準備中の場合
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、I C カード再取得の申請又は準備中の場合
- ③ 電子調達の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合。

8-2 紙入札による提出書類等の取扱い

前項の規定により、電子調達案件に紙入札で参加することを認めた場合には、要領の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

8-3 電子調達から紙入札への変更を認める基準

発注機関は、電子調達の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子調達の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子調達から紙入札への変更を認めるものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- ① I Cカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、I Cカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③ 入札参加者側のシステム障害の場合

8-4 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、開札時に紙入札により電子調達案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとする。

ただし、既に実施済みの入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

9 システム障害等の取扱い

9-1 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子調達を行うことができない場合には、8-3の規定により電子調達から紙入札へ移行するものとする。

なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のI Cカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

9-2 茨城県側のシステム障害時

茨城県側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合で短期に回復が見込まれる場合は、各受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

なお、電子調達システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、電子調達のホームページ等による公表を行うものとする。

付 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成29年6月26日から施行する。

付 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この運用基準は、令和2年12月25日から施行する。

(様式1)

委任状 (電子調達用)

年 月 日

茨城県知事 殿

(委任者)

登録番号

住所

商号又は名称

代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(受任者)

住所

商号又は名称

受任者職氏名

(委任事項)

1 茨城県が発注する案件（物品・役務）について、電子調達システムによる入札、見積りに関する件

2 委任期間 年 月 日から
年 月 日まで

(様式2)

紙入札（見積）方式参加承認願

- 1 案件名称
- 2 案件番号
- 3 電子調達システムによる参加ができない理由

上記案件について、茨城県電子調達システムによる電子調達に参加できないため、紙入札（見積り）方式による参加の承諾をお願いします。

年 月 日

(申請者)

登録番号

商号又は名称

住所

代表者職氏名

(発注機関の長) 殿

*以下は記入しないでください。

決定年月日	承認 本書について 不承認 してよろしいか。		
年 月 日	課(所)長	課(所)員	主任